第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

⑺　公共用地先行取得等事業

公共用地先行取得等事業については、公共事業等を効率的に執行し、又は国土の利用を総合的かつ計画的に推進するために行う用地の取得を対象とするものとする。

⑻　行政改革推進債

行政改革推進債については、自主的に行政改革を推進し財政の健全化に取り組む地方公共団体が行う公共施設の整備事業等について、当該事業に係る通常の地方債に加え、行政改革の取組みによる将来の財政負担の軽減により元利償還を行うことができると見込まれる額の範囲内で地方債を充当することが可能な額を対象とするものとする。

⑼　調整

調整については、次に掲げる額を対象とするものとする。

イ　地方公共団体が行う公共施設等の整備事業に係る通常の地方債に加えて、国庫補助負担金の一般財源化及び自動車関係諸税の減税に伴う地方交付税の不交付団体における影響額の範囲内で地方債を充当することが可能な額

ロ　地方法人特別税等による減収に係る額について、地財法第33条の５の６の規定に基づき算出した額

2　公営企業債

⑴　公営企業債については、次に掲げる事業区分に応じ、それぞれに定める事業を協議の対象とするものとする。

イ　水道事業

水道事業については、上水道及び簡易水道に係る建設改良費等及び用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。

ロ　工業用水道事業

工業用水道事業については、工業用水道の建設改良費等及び用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。

ハ　交通事業

交通事業については、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業及び船舶運航事業の建設改良費等を対象とするものとする。

ニ　電気事業・ガス事業

⑺　電気事業については、発電事業に係る施設の建設改良費等を対象とするものとする。

⑻　ガス事業については、ガス事業に係る施設の建設改良費等を対象とするものとする。

ホ　港湾整備事業

港湾整備事業については、ふ頭用地、上屋、荷役機械、引船、貯木場等の建設改良費等を対象とするものとする。

ヘ　病院事業・介護サービス事業

⑺　病院事業

病院事業については、病院、診療所その他の医療施設、職員宿舎及び看護師宿舎の建設改良費等並びに医療又は看護のために必要な機械器具の整備費等を対象とするものとする。建設改良費等のうち平成21年度以降に基本設計等に着手する病院等の施設整備費については、次に掲げる区分によるものとする。

ａ　一般分

病院等の施設整備費のうち、特定分に係るもの以外の額

ｂ　特定分

病院等の施設整備費のうち、建物の建築単価が１㎡当たり30万円を上回る部分に相当する額

⑻　介護サービス施設整備事業

介護サービス施設整備事業については、介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、訪問看護ステーション及び職員宿舎の建設改良費等並びに介護のために必要な機械器具の整備費等を対象とするものとする。

ト　市場事業・と畜場事業

⑺　市場事業については、中央卸売市場及び地方卸売市場の建設改良費等を対象とするものとする。

⑻　と畜場事業については、と畜場の建設改良費等を対象とするものとする。

チ　地域開発事業

地域開発事業については、次に掲げる事業における建設改良費等を対象とするものとする。

⑺　臨海土地造成事業

⑻　内陸工業用地等造成事業

⑼　流通業務団地造成事業

⑽　都市開発事業

⑾　住宅用地造成事業

リ　下水道事業

下水道事業については、公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設の建設改良費等を対象とするものとする。

ヌ　観光その他事業

観光その他事業については、次に掲げる事業における建設改良費等を対象とするものとする。

⑺　有料道路事業

⑻　駐車場整備事業

⑼　観光施設等事業（イからリまで並びにヌの⑺及び⑻に掲げる事業以外の事業であって、主としてその経費を当該事業により生じる収入をもって充てることができる事業をいう。）

⑵　⑴の場合において、建設改良費等とは、建設改良費及び準建設改良費をいうものであること。

⑶　公営企業に準ずる事業を行う地方公共団体の出資に係る法人のうち地方公共団体が主導的に設立したものに対する出資金、貸付金及び補助金並びに公営企業型地方独立行政法人に対する貸付金及び出資金について起債を行う場合には、当該法人が実施する事業の内容に応じ、これに相当する事業に係る地方債において取り扱うものとする。

⑷　公営企業に附帯する事業について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。